

# 若越郷土研究

45の4

## 戦国期の越前斯波氏に

ついて(上)

佐藤 圭

はじめに

斯波氏は陸奥国斯波郡を名字の地とする足利一門の名族である。その惣領家は室町幕府の政治に重きをなし、越前の守護を南北朝期から相伝し、室町期には尾張や遠江の守護も併せ兼ねた。しかし応仁の乱に至る混乱の中で有力庶家大野氏の義敏が惣領家をついだり、また同族の渋川氏の義廉が起用されたりして斯波氏の家督は分裂し、その政治的地位も低下した。そして朝倉氏の台頭により越前を失い、また今川氏により遠江も奪回されて戦国

期の斯波氏宗家はわずかに尾張守護家として続いていった。

斯波氏一族の広がり、こうした惣領家を中心として、奥羽地方に在国して室町幕府の奥羽支配に力をつくした奥州探題大崎氏や羽州探題最上氏、そして本貫地の斯波郡に在国したいわゆる奥州斯波氏などに及んでおり、彼らは一定の地域的権力と相当の権威を保持した。<sup>(1)</sup>

斯波氏の分国越前のうちの大野郡は早くから有力庶家大野氏の分郡としての所見があり、応仁・文明の乱の最中には一時大野持種・義敏父子がここに在国した。ただ大野氏の他に戦国期の越前に斯波氏一族が在国し存続していたことはあまり知られていない。わずかに鞍谷氏の存在が注目されているが、<sup>(3)</sup>その出自や実体そのものについても検討の余地がある。本稿はこれまでの斯波氏研究の中でほとんど実像が明らかにされていない戦国期越前に在国した斯波氏一族を新たに「越前斯波氏」と呼ぶことにして彼らの実体や動向について確実な史料に基づいた基礎的な考察を行なう。

注

(1) 斯波氏に関する概説は太田亮「姓氏家系大辞典」、一九三四年、『室町幕府守護職家事典』下巻遠藤藤「斯波氏」の項、新人物往来社、一九八八年、『岩手県の歴史』菅野文夫「室町の秩序と戦国の争乱」の章、山川出版社、一九九九年などにみられる。また総体的な研究として小川信「足利一門守護発展史の研究」吉川弘文館、一九八〇年がある。また近年の研究には小泉義博「室町期の斯波氏について」『北陸史学』第四十二号、一九九三年、河村昭一「管領斯波義淳の就任・上表をめぐって」『兵庫教育大学研究紀要』第十八巻第二分冊、一九九八年などがある。

(2) 河村昭一「南北朝・室町期越前守護沿革・支配機構に関する諸問題(三)」『若越郷土研究』四四の二、一九九九年。

(3) 松原信之「朝倉氏雑録」◎鞍谷庄と鞍谷氏『福井県地域史研究』第八号、一九七八年。笠嶋恰史「鞍谷御所考―伝説にかいまみる―」一九九八年。

### 一、二人の「斯波政綿」

越前斯波氏の重要人物として時期を異にしてあらわれる二人の「斯波政綿」に注目される。まず一人目の政綿については史料に斯波氏とあらわれるにもかかわらずこれまでに十分に検討されていない。その初見史料は幕府

佐藤 戦国期の越前斯波氏について(上)

政所伊勢貞親に仕えた蜷川親元の日記『親元日記』の寛正六年（一四六五）三月二十八日条である。

斯波四郎三郎殿政綿為改年御礼鱒五被進之、仍御太刀系・御返事宛所山崎右京亮申

次野主、

斯波政綿は將軍足利義政に改年の御礼として鱒五（隻）を進上し、この日義政から返礼がなされた。政綿に対して記主が「殿」の字を付けて呼んでいること、返事がなされ、しかもそれが政綿の老臣（執事）とみられる山崎右京亮宛の披露状の形式をとっていることなどから足利氏からみた斯波政綿の高い地位がうかがえる。その実名「政綿」の「政」の字も、恐らく足利義政が享徳二年（一四五二）六月に本名の義成から義政に改名して以後に下賜された一字であろう。また改年御礼の贈答が書札でなされていることから政綿が在国していることも確かめられる。

この政綿が越前の在地の文書にあらわれるのはその九年後の文明六年（一四七四）のことである。今南東郡の大滝寺に宛てた二通の古文書が残っている<sup>1)</sup>。

越前国与河郷之内御神領栗林事、任往古之旨令寄附之処也、仍聊不可有相違之状如件、

文明六年五月七日 政綿（花押）  
大滝寺

越前国与河郷之内御神領仁王講田事、任往古之旨令寄附之処也、仍不可相違之状如件、

文明六  
潤五月廿五日 政綿（花押）  
大滝寺

この二通の文書は斯波政綿が今南東郡の与河郷内の神領の栗林と仁王講田を従来通りに寄付したものである。後の時期の「大滝寺寺庫取納田数帳」によれば、栗林は一町という広大なもので、仁王講田の所当米は計四石であった。また与河郷は鞍谷川の上流部にあり、江戸時代の余川村・鞍谷村・檜尾谷村などを含む一帯に比定される。斯波政綿は与河郷の代官といった低い地位ではなくむしろその領主として神領の寄進を行なったとみられるが、さらにこれらの寄進状の末尾が「不可有相違之状如件」といった安堵状の文言に なっているとみると、この行為は単なる個人的な寄進ではなくより上級の政治的な権力に基づくものと考えられる。

斯波政綿が大滝寺に神領を寄進したこの文明六年という年は越前平定を進める朝倉氏と旧守護代家の甲斐氏一族とが激しい戦鬪を繰り広げた年であった。正月十八日には南仲条郡山で大規模な合戦がなされ、朝倉方は敵多数を討ち取り、首六十一を京都に上せた。また五月十六日には吉田郡の殿下・桶田口で合戦がなされ、朝倉氏景は敵を討ち取った。そして閏五月十五日には吉田郡の岡保と足羽南郡の波着山で決戦がなされ、千福中務少輔や増沢甲斐法華院兄弟以下多数の敵が朝倉氏によって討ち取られた。まさにこうした合戦の最中にこのような斯波政綿の寄進・安堵がなされていることは、彼がこの今南東郡の地に確實で安定した基盤を持っていたことを示している。またこのころ大野郡では大野持種・義敏父子が立てこもって朝倉氏に反撥していたが、政綿は彼らとは別個の存在であり、かつ朝倉・甲斐両氏の戦鬪に直接巻き込まれ

ないような身分状況だった。<sup>(3)</sup>

次に二人目の政綿は『上杉家文書』に二通の書状があり、また彼の意を奉じて出された文書が八戸の『音喜多文書』にあり、遠藤巖氏によって詳しく紹介されている。<sup>(4)</sup>しかしながら本県においてはこれらの文書は全く知られておらず、参照されていないので長文であるがその本文を引用して検討する。まず前者の一通は次の文書である。<sup>(5)</sup>

(封紙ウハ書)

「大永四 十卅到」 斯波新三郎

長尾信濃守殿

政綿

進之候

今度者高梨方為合力、則被達本意候、大慶察申候、聽而使者可差下候之処、越中雜説に付て、于今延引、非本意候、仍已前者使者上着之砌、無其煩御懇之儀、祝着無他候、随依鷹所望、時枝源次郎差下候、上給候者、可為喜悅候、就中鷹・馬望候て、仁加保へ助大夫下候、定而來春可上候、然者、於貴国路次之儀被仰付候者、別可令祝着候、次うつほ五つ進之候、尚源次郎可令申候、恐々謹言、

佐藤 戦国期の越前斯波氏について(上)

十月九日 政綿(花押)

長尾信濃守殿

進之候

この書状は大永四年(一五二四)十月九日斯波政綿が越後守護代長尾為景に宛てて出したものである。長尾為景は上杉氏の支配に反撥して長尾氏を戦国大名へと発展させた人物としてよく知られている。彼はこれよりさき大永元年(一五二一)十二月越中国新河郡守護代職を守護畠山ト三から宛行われている。斯波政綿の用件は彼の使者が長尾為景の分国内を安全に通行すること(路次確保)を要請したものである。越後国は南北に長く、越中新河郡を加えるとその路程はきわめて長い。為景への路次確保の依頼は効果的だったであろう。また政綿の使者はこの書状に書かれて

いるだけでも已前の使者、時枝源次郎、助大夫と三人にも及び、きわめて頻繁に越後やそれ以北の地に使を遣わしていたことがうかがえる。その目的は助大夫の場合出羽の仁加保であり、彼や時枝源次郎の使命は鷹や馬の入手にあった。もう一通の書状は年未詳である。

(封紙ウハ書)

「長尾信濃守殿

進之候

新三郎

政綿

其後者不申通候、御床敷候、仍従奥州為物詣、來春上落<sup>(6)</sup>之仁体候、是等数年申承候、定而鷹・馬数多可有之候、於国中上下無其煩被仰付候者、可為本望候、随而太刀一腰<sup>(7)</sup>・締<sup>(8)</sup>進之候、委曲猶大熊方可被申入候、恐々謹言、

八月十五日 政綿(花押)

長尾信濃守殿

進之候

この文書も用件は長尾為景の分国内の路次確保を要請したものである。奥州から物詣のために來春上落する予定の人物が鷹や馬を多数もたらすことを予想してそのために預め依頼したものである。斯波政綿はその奥州の人物と「数年申承」関係にあるという。

第三の文書はもと八戸藩南部家中湊家に伝わったものの中の一点で遠藤氏の紹介によれば宛所の人物は出羽檜山城主下国家の執事的立場の者とみられるという。この下国氏は安

倍氏で室町期の「奥州十三湊日之本將軍」安倍康季は若狭羽賀寺の再建に奉加したことで有名であり、戦国期は本拠を移して主として出羽の檜山や湊で栄えた。

就政綿被仰通度之由候、御懇書之旨、則致披露候、御懇之段、祝着被申候、馬・鷹年来望之儀候条、必可被申由候、私より心得可申入候由候、猶新二郎可申入候、

十一月十九日 直次（花押）

下国紀伊守殿

人々御中

この書状は政綿の意を奉じてその老臣（執事）とみられる直次という人物が書いたものである。この書状で注意されるのは下国氏の側から政綿に「御懇書」を寄せて通好を求め、政綿もそれに応じて馬・鷹のことに言及していることである。政綿の要望は前掲の二通の長尾為景宛の斯波政綿の書状にみえる奥羽国人に対するものと同様であるからこの書状もまたすでに指摘されているように斯波政綿（新三郎）にかかるとみられる。

以上三通の文書にみえる斯波政綿は奥羽の国人や越後守護代とかなり手広く交際し、奥

羽地方の鷹や馬の入手に努めている。これらの通好文書には政綿の華々しい一面があらわれており、相当な権威と実力を持った人物であることがうかがえる。遠藤氏はこの斯波政綿を「幕府三職斯波家」とし、在京していたとされている。果たしてそうであろうか。

この『上杉家文書』の斯波政綿の花押は『新潟県史資料編3中世一文书編1付録』二〇六ページに掲載されているが、この花押は『福井県史資料編6中・近世四』に収められた池田町の「上島孝治家文書」四・五・八号の

永正十六年（一五一九）から大永四年（一五二五）に至る三通の文書の袖花押、及び同じく池田町の「飯田広助家文書」一号の大永五

年十二月朔日の裏花押に一致する。

これらの越前の在地に伝えられた四通の文書の花押について『福井県史資料編』は「上島孝治家文書」の解題で同文書の永禄九年（一五六六）正月二十九日付の地下証文預状がそれらの花押の文書を在地領主の池田殿な

どと区別して「御上様之御判」としていることなどから鞍谷氏の花押であろうとしている。

また池田庄の個別研究を進められた松原信之

氏や竹間芳明氏もそう判断されている。ちなみにこの花押の初出文書の「上島孝治家文書」四号は左の通りである。

（花押）

池田上庄之月ヶ瀬薬師堂之神田之事

（おこない田カ）

壹段 九日田

半 貳百文本 修理田

如先之為取沙汰、於末代ニ不可有相違

如件、

永正拾六年八月二日

月ヶ瀬

恒安

村人中

この文書は池田上庄の月ヶ瀬・恒安村人中に月ヶ瀬薬師堂の神田を安堵したもので惣村の村堂を保護したものと意義付けられている。またこれとは別に鞍谷氏が池田の稲荷大明神（須波阿須疑神社）の神事にも下行をしていることが知られ、鞍谷氏が池田庄内に知行地を持つていたことも知られる。この花押の人物を池田庄の地の高級権力である鞍谷氏のものであるとした松原、竹間氏らの判断は首肯

される。

これらの在地の文書から斯波政綿(新三郎)は越前に在国し、今南東郡に一定の公権を有した鞍谷殿と判断される。越後や奥羽地方と手広く交際した人物が在地では池田の祠堂のわずかな神田の安堵をしているという事実がわかる。ただ彼の根拠地は山間の池田ではなく、鞍谷という府中の東方六、七キロメートルに位置する要地だった。

#### 注

- (1) 「大滝神社文書」『福井県史資料編6中・近世四』四〇五ページ。なお「大滝寺寺庫収納田数帳」は同書四〇六、四二二、四二五、四四一ページに掲載されている。
- (2) 松原氏は前掲論文でこの政綿は与河郷の代官であった可能性があると述べている。
- (3) 平法中条流の研究家山崎正美氏の研究によれば、越前山崎氏の「山崎右京亮昌殿」という人物は大橋勘解由から中条流を伝授され、文明五年(一四七三)八月八日の日山運浦合戦で朝倉方として討ち死にしたと伝えられる。この山崎氏は近江本佐々木氏で南北朝期に斯波高経に従って越前に入り、新庄保に拠り、その嫡流は代々右京亮を称したという。「越前新庄と平法中条流」『平法中条流資料集(一)』一九九六年。こうした所伝については同時代の文書では確かめられないが、こゝ

佐藤 戦国期の越前斯波氏について(上)

にいわれる山崎右京亮昌殿と斯波政綿の老臣の山崎右京亮はその官途や年代からみて同一人物の可能性があるのではなからうか。もしそうだとすれば斯波政綿と朝倉氏との近い関係がうかがえる。

- (4) 遠藤巖「ひのもと将軍覚書」『小川信先生古稀記念論集日本中世政治社会の研究』続群書類従完成会、一九九一年。「音喜多勝氏所蔵八戸湊文書覚書」『弘前大学国史研究』第一〇七号、一九九九年。
- (5) 「上杉家文書」『新潟県史資料編3中世一』五〇号。また次に引用した文書は同書五一号。
- (6) この「音喜多文書」は『能代市史資料編古代中世一』四二五ページの写真による。
- (7) 松原信之「越前国池田庄と池田氏」『福井県地域史研究』第十号、一九八九年。竹間芳明「戦国期越前における領主層と村落」『戦国史研究』第二十九号、一九九五年。

#### 二、越前斯波氏の系譜

戦国期の越前斯波氏の系譜については、鞍谷氏の研究史の中で『奥州斯波系図』の斯波高経の玄孫詮教の子郷長が鞍谷家に入嗣したという記載と『鞍谷系図』の足利義満の子義嗣の子嗣俊が味真野に下向して鞍谷御所を称し、嗣時、嗣知と続いたという記載が知られている。しかしながらこれらの系図の人名や

記事は良質の史料ではひとつも確認できず、ただ江戸時代の越前で『鞍谷系図』の説がかなり流布していたことがわかるだけである。研究方法として戦国時代の同時代史料に注目すべきである。これまであまり言及されていない越前斯波氏の同時代史料が若干存在する。まず文明十三年(一四八一)七月二十二日

斯波義敏によって記された『斯波家譜』がある。本書は当時の斯波氏の当主義良の父義敏が將軍足利義尚の求めに応じて斯波氏の由緒を自ら書いてまとめたものである。その一節に次の記載がある。

又斯波か先祖ハ高経の弟に左京権大夫家兼と申候を、関東にて斯波郡を知行候程に、彼郡に家兼を置候しにより在名を斯波と申付て、其子孫今日関東に候、近年越前へも其流越候て斯波と名乗候、高経は等持院殿様御座候郡に候し程に、其旨を以て申来候、

この記事は本書の最初の斯波高経の項にあり、高経が足利を称し弟の家兼が斯波を称したことをいっている。歴史的事実としては家兼は斯波郡までは行っておらず、一方高経の

嫡子家長が斯波郡に在郡したことがあるのでやや不正確な面もあり、また文中の「関東」という言葉も広義の用法で恐らくは明德二年

(一三九一) 陸奥・出羽兩國を鎌倉府の管轄としたことによる認識ではなからうかと思われ。しかし末尾の「近年越前へも其流越候て斯波と名乗候」と断言している部分は著者が自ら経験して知っている同時代の事実によっているものとみられる。この文面によると兼流の子孫が奥州から越前に移ってきて斯波氏を称した——これが斯波義敏のいうところである。当時の斯波氏の長老が自らこういっているのであるからこれ以上確かなことはない。

次に越前に斯波氏のどのような一族が在国していたのかについては、『奥州余目記録』(続々群書類従『余目氏旧記』)に記事がある。本書は永正十一年(一五二四)に本文部分で成立し、また左に引用する巻末の大崎氏と諸氏の書札礼を記した部分についてはそれより早く大崎教兼の時の文明三年(一四七一)から同五年の間の時期のものとみられている。

越前ニハ武衛様御一家、斯波殿・仙北殿・五条殿・末野殿へハ謹上書候

奥州探題大崎教兼が越前斯波氏に宛てた書状には「謹上書」という厚札の書札礼をとるとされている。また同書には「武衛様(斯波義敏)に宛てた書状には「謹上 烏丸殿御宿所」という宛名を書くこととされている。このことについては斯波義敏自身『斯波家譜』の中で「当ても出羽・奥州(二冊)両大将、其外鎌倉の諸大名の中よりの書札(也)の当所にも烏丸と書候かたも候、是は義重管領にて候し時の例をおひ候也」と述べているのに合致する。このように『奥州余目記録』の巻末部分の大崎氏の書札礼の記載は史料的な信頼性がきわめて高い。

この記事で越前には「斯波殿・仙北殿・五条殿・末野殿」という四家の越前斯波氏の一族が在国したとされている。まず単に「斯波殿」と呼ばれる家は越前斯波氏の本流と考えられるから、斯波義敏が『斯波家譜』で「近年越前へも其流越候て斯波と名乗候」といっている家柄に近いものと思われる。次に「仙北殿」は越前の南仲条郡の千福に拠った千福

氏のことを指すとみられ、これについては後述する。「五条殿」については未詳であるが、

奥州斯波氏の関係史料に五条殿がみえるので(3)斯波郡の高水寺城に拠った奥州斯波氏と何らかの関係があったものと思われる。「末野殿」は『武衛系図』に家長の弟氏経から出たものとされており、また斯波義敏の四男又三郎義延は末野氏のとをついだとされている。

次に『奥州余目記録』の異本ともいべきものでそれより三年早く永正八年(一五二一)に成立したとみられる『大崎家鹿島社古記録』には「奥州のしハ殿者、越前之斯波ヲ御持候而しハ殿とハ申候、当こく之斯波之郷(4)江下候而者四代御座候」という一項がある。

これによれば奥州斯波氏が越前斯波氏の家を保持しているとされ、また越前から奥州へ下向したように書かれており、当時で四代目になるといわれている。

最後に『今川家譜』(続群書類従)はかなり新しい時期の成立であるが、連歌師宗長がその編集に関係したことが奥書にみえ、同時代史料としての性格を帯びている。これによれば越前に在国する斯波氏一族として鞍谷

氏と大野氏があげられている。

一男家氏ノ子孫、奥州斯波、同国ノ大崎  
出羽ノ最上、越前鞍谷、同国ノ大野、尾  
張ノ武等也、但シ尾張ノ武衛ハ此家ノ嫡  
流ナリ、是ヲ尾張流ト申、

ここにみえる尾張の武衛とは当時尾張に在  
国した守護斯波氏のことであろう（古い時期  
に斯波氏が尾張を称したこともあったが、そ  
れは別のことである）。すなわちこの記事は  
戦国期の斯波氏全体の構成に関する認識を示  
しており貴重である。

これらの同時代史料によれば、戦国期の越  
前には「越前斯波氏」と呼ぶことのできる斯  
波氏の一族が在国しており、斯波義敏本人や  
奥州、そして駿河の人々から明確に認識され  
記録されていた。その一族諸氏の相互関係に  
ついては必ずしも明らかでないが、越前斯波  
氏の中には『奥州余目記録』にたんに「斯波  
殿」と呼ばれる人物、『斯波家譜』に「斯波  
と名乗候」といわれるかなり格の高い家柄の  
ものがいた。これは具体的には前節で検討し  
た二人の「斯波政綿」の家柄を指しているも  
のと考えられる。彼らは越前斯波氏の中で最

も高い格式を持ち、また二人目の政綿は在地  
ではその居所から「鞍谷殿」と呼ばれたこと  
がうかがえる。彼らの系図は良質のものが残  
っていないが、同時代史料からみて系譜的に  
は陸奥に在国した斯波氏との関係が認められ  
る。足利義満の子孫などといった話は全くみ  
えないのである。

#### 注

(続く)

- (1) 本書の基本的な性格については小川信氏の  
前掲書三七〇ページに紹介されている。
- (2) 伊藤信「留守家旧記の成立をめぐって」  
『歴史』第五十九輯、一九八二年。
- (3) 「裨貫状」。本書については遠藤巖「いわ  
ゆる裨貫状について」第二回大崎氏シンポジ  
ウム「大崎氏研究―もう一つの見方―」報告  
集所収、一九九七年参照。
- (4) 伊藤信「大崎家鹿島社古記録について」  
『東北学院大学東北文化研究所紀要』第二十  
三号、一九九一年。

付記 本稿（上・下に分割掲載）の概要を、  
平成十二年六月十一日福井県立図書館で  
行なわれた福井県郷土誌懇談会総会記念  
講演会で話させていただきました。発表  
の機会を与えられた主催者に感謝いたし

ます。